農業機械再取得等支援事業実施要領

制定　令和６年２月２８日　農戦第２１６３号

改正　令和６年１０月３１日　農戦第１５９０号

第１　趣旨

令和６年能登半島地震及び令和６年能登半島地震の被災地域における令和６年９月２０日からの大雨（以下「令和６年能登半島大雨」という。）による甚大な農業被害により、農産物の生産・加工に必要な施設・機械が損壊し、被災した農業者の農業経営の安定化に支障を来す事態が生じていることから、当該施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施し、被災した農業者の早期の営農再開を図る必要がある。

このため、令和６年能登半島地震及び令和６年能登半島大雨を対象として、農業機械再取得等支援事業（以下「本事業」とする。）を実施する。

なお、本事業の実施については、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。)、令和5年度農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）実施要領（令和６年能登半島地震及び令和６年能登半島地震の被災地域における令和６年９月２０日からの大雨）（令和6年1月26日付け5陸経第2390号、以下「国要領」という。）、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めることによる。

第２　事業の取組等

１　事業内容

本事業で支援する取組は、令和６年１月１日の能登を中心とした地震又は令和６年９月２０日からの大雨により甚大な被害を受けた地域において、被災した施設・機械の再建等と営農再開のために実施する取組とする。

２　事業実施期間

本事業は令和６年能登半島地震にあっては令和６年１月１日以降、令和６年能登半島大雨にあっては令和６年９月２０日以降に取り組んだものを対象とする。

３　事業実施主体等

　　事業実施主体、補助対象経費、補助率等は別表のとおりとする。

このほか、別表に定める事業は、別記に定める基準を満たしていなければならな　　　　　いものとする。

４　保険への加入

復旧する施設等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入等、再度の気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害の発生が想定される時季に限定せず、通年であることとし、また、当該施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

第３　事業実施手続

１　被災農業者経営支援計画の作成等

1. 市町長は、助成対象者からの要望を取りまとめ、国要領の第５に規定される被災農業者経営支援計画（以下「被災支援計画」という。）を作成し農林総合事務所長を経由の上、知事に提出するものとする。
2. 知事は、（１）により提出された被災支援計画について、内容が妥当であると認められるときは、これを承認するとともに、農林総合事務所長を経由して市町長に通知するものとする。

２　被災支援計画の変更等

市町長は、事業の中止があった場合、重要な変更として、第３の１に準じた手続きを行うものとする。

なお、これに該当しない変更に当たっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変更等を勘案し、適切に行うものとする。

３　事業費の低減

市町長は、本事業を実施するに当たっては、中古機械等を含め、自ら入札又は農業資材比較サービス（ＡＧＭＩＲＵ「アグミル」）の活用等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うよう努めるものとする。ただし、助成対象者が被災支援計画の作成前に事業に着工した場合は、この限りでない。

４　助成対象外の経費

　　次の経費は本事業の対象としない。

1. 本事業以外の国又は県の助成事業又は支援を受け、もしくは受ける予定となっている取組の経費（国の令和５年度農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）を除く。）
2. 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
3. 助成対象者が消費税の課税対象者である場合は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
4. なお、知事は経費に消費税等仕入控除税額が含まれている場合、その判明時期により、次のとおり取り扱うものとする。

ア　補助金等の交付決定の段階で、当該補助事業等における消費税等仕入れ控除税額が明らかな場合、消費税等仕入控除税額を除いた額について交付決定を行うものとする。

イ　補助事業等の実績報告の段階で、当該補助事業等における消費税等仕入れ控除税額が明らかになる場合、精算条件を付した上で消費税額等相当額を含めて補助金の交付決定を行い、実績報告及び補助金の額の確定について、消費税等仕入れ控除税額を除いた額で行うものとする。

ウ　補助金等の額の確定後、消費税等の申告により当該補助事業における消費税等仕入れ控除税額が明らかになる場合、返還条件を付した上で消費税等相当額を含めて補助金の交付決定を行い、消費税等相当額を含む額について額の確定を行うが、消費税等仕入れ控除税額が確定した段階で、事業実施主体を通じその額を返還させるものとする。

５　交付手続

（１）知事は、予算の範囲内において市町長に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、国要綱、国要領、県規則及びこの要領の定めるところによるものとする。

（２）県規則第４条に規定する補助金交付申請書は、別記様式第１号、規則第13条に規定する事業実績報告書は別記様式第４号のとおりとする。

（３）県規則第６条第１項第１号の知事が定める軽微な変更は、第３の２に掲げる変更以外の変更とする。

６　事業の着工

1. 助成対象者は、事業に着工する場合は、原則として市町長による補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合については、交付決定前に着手することができるものとする。
2. 市町長は、助成対象者及び事業内容ごとに着手年月日を整理するとともに、助成対象者に対し、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

７　事業の実施状況の報告等

1. 市町長は、事業実施年度から目標年度まで、事業の達成状況（以下「実施状況報告」という。）について、当該年度の翌年度の７月末日までに農林総合事務所長を経由して知事に提出するものとする。
2. 目標年度における数値目標が達成されていない場合には、目標が達成されるまで、もしくは導入した機械・施設等の耐用年数を経過するまで、（１）の報告を継続して提出するものとする。
3. 市町長は、（１）の報告にあたり、目標が達成されていない理由及び改善措置等について整理し、併せて報告するものとする。
4. 農林総合事務所長は、（１）の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、市町長に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

８　関係書類等の保存期間

市町長及び助成対象者は、補助対象事業の実施に係る関係書類等を事業実施年度の翌年度から５年間保存するものとする。

第４　その他

１　市町、農林総合事務所、農協等関係機関は、密接な連携による推進体制の整備を図り、被災支援計画の策定及び実施についての指導助言等必要な援助を行うものとする。

２　県は必要に応じて、市町長及び助成対象者に対し、事業の実施状況及び経理内容等について報告を求め、現地調査等を実施することができるものとする。

３　本事業の実施に当たって、市町長は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明し　　た場合や経費に消費税等仕入控除税額が含まれていた場合には、知事にその旨を報告するとともに、当該助成対象者に対し補助金を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。

４　この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

附　則

この要領は令和６年２月２８日から施行する。

　この要領は令和６年１０月３１日から施行する。